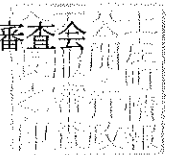




30 答 申 第 1 号
平成30年6月18日

土庄町長 三 枝 邦 彦 様

土庄町情報公開・行政不服審査会
会 長 葛 西 裕 匡



土庄町情報公開条例第13条の規定に基づく諮問に対する答申

平成30年3月22日付けで諮問のありました次の件について、別紙のとおり答申します。

土庄町長あてに提出された平成30年3月9日付け審査請求についての諮問

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- (1) 平成30年1月31日付けで、本件審査請求人(以下「請求人」という。)から、土庄町長(以下「実施機関」という。)に対して土庄町情報公開条例(以下「条例」という。)の規定に基づく情報公開請求(以下「公開請求」という。)があった。公開請求の内容は、次のとおりである。

小豆島とのしょう観光協会に平成29年度負担金の積算根拠の分かる書類(原文ママ)

- (2) 実施機関は、平成30年2月8日付けで、この公開請求に対し、条例第9条第2号に該当すると判断される部分を非公開とする情報一部公開決定(以下「本件処分」という。)をした。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として平成30年3月9日付け(同12日到達)で、実施機関に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、条例第13条の規定により、本件審査請求について平成30年3月22日付けで審査会に諮問した。

第3 請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書における請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部を公開する必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の印影は、認証的機能を有し、実社会においては重要な役割を果たしているものであり、これが公開されると、偽造等によって当該法人等に財産的損害を及ぼすおそれがあり、不利益を与えることが明らかであると認められる。このことにより、小豆島とのしょう観光協会の印影は、条例第9条第2号に該当するため非公開とした。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例の目的は、その1条にあるように町民の情報の公開を求める権利を明らかにし、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町政の発展に寄与することである。審査会は、この目的に適うように条例を解釈し、事案について判断する。

2 本件対象情報の内容について

本件公開請求は、「小豆島とのしょう観光協会に平成29年度負担金の積算根拠の分かる書類」（原文ママ）の情報の公開を求めたものであり、実施機関は、「土庄港ターミナル観光案内事業経費概算（平成29年度）について」として小豆島とのしょう観光協会長から実施機関宛てに提出された文書を対象情報とした。

3 具体的な判断

(1) 本件対象情報における非公開情報の非公開妥当性について

条例第9条第2号は、同号ただし書に規定する「ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報で、公益上公開することが必要であると認められるもの」に該当する情報を除き、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与え

ることが明らかであると認められるもの」を非公開とすることができる情報として規定している。

本件対象情報における小豆島のしょう観光協会長印の印影については、公開されることにより、偽造等によって当該法人に財産的損害を及ぼすおそれがあり、不利益を与えることが明らかであると認められることから条例第9条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(2) 結論

以上から、冒頭結論のとおり判断した。

以上